

組合Q & A

組合役職員の政治活動について

Q111「組合は、特定の政党のために利用してはならない」という規制(中協法第5条第3項)以外に、中協法には特に規定していない。したがって、その趣意に反しない限り、組合の役職員は、公民として有する政治活動は規制されないと解され、また、公職の候補者となることについても、道義上理事会の同意を求めたり、就業規則の定めるところにしたがい最高責任者の許可を得た範囲で行うことについても同様禁止事項に該当しないものと解されるが、見解を承りたい。

「A」中協法第5条第3項の趣旨は、組合の外部勢力により、あるいは内部の少数者によって組合が政治目的のために利用されることを防止することにある。

具体的な内容としては、「組合の名において」特定の公職選挙の候補者(組合の役職員が候補者である場合を含む)を推薦したり、あるいは総会等において特定の候補者の推薦や特定政党の支持を議決

することなどが該当すると解する。したがって、組合の役職員が、本条の趣旨に反することなく、個人の立場で政治活動を行い、又は公職選挙に立候補することは何ら差し支えなく、憲法上認められた国民の権利として当然のことと考える。

員外利用について

Q211 次のような場合は、員外利用に該当するか。

例1 組合員の取り扱う物品の共同販売事業を実施する組合が、組合員の取り扱っていない物品を員外者から仕入れ、組合で販売する。

例2 中古自動車販売業者で組織する組合等で行うオークション事業に員外者が参加し、組合員に販売又は、組合員から購入する。

「A」員外利用は、組合事業の一部を組合員の利用と競合する態様で員外者に利用させる場合に発生する概念であり、員外者が組合事業に関与していても、組合が購入する物品の仕入先、組合が販売する物品の販売先など組合員の利用と本来的に競合しない態様での関与であれば、員外利用の概念が生じないと考えられ、設例のような場

合はこれに該当すると考えられる。

組合員の責任の限度について

Q311 中協法第10条第5項によれば、「組合員の責任は、その出資額を限度とする」とあり、また法第20条第3項によれば「組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込を請求することができ

る」とある。この条文のうち右線の所は「未払出資金があればこれを請求し得る」という解釈と「その負担に帰すべき」という語句により、前述の解釈を拡大して「組合員の責任は出資額を限度とする」という第10条第5項の規定を無視する解釈が成り立つことも考えられるかどうか。

また1例として出資金50万円、諸積立金20万円の組合が共販事業の失敗により欠損金100万円を生じた。積立金を取り崩し残額80万円を組合員が特別賦課金をもって補てんする議決を行ったが、一部組合員は出資金をもってそれに充たさせ、脱退することを申し入れた。この場合組合の財産をもつ

て債務を完済し得ない30万円について脱退組合員に請求できないか。なおこの欠損金は数年にわたり、累積され既に先の総会において承認を受けているものであり、その再建を図るため特別賦課金の徴収を議決されたものである。

「A」中協法第20条第3項にいう「その負担に帰すべき損失額の払込云々……」の条項は脱退者の持分の払戻に関し規定されたものであつて、法第10条5項の規定により、組合員は明らかに有限責任であるから、当然、「組合の未払出資金があり、かつ、欠損を生じている場合においては、未払出資金額を限度としてその負担に帰すべき損失金額の払込を請求することができる」と解すべきである。もちろん、定款に損失額払込の規定を設けない場合には、請求権がないことは法の規定からして明白である。よつて貴見第2の解釈の如く「その負担に帰すべき云々……」のみを抽出してこの語句を拡張解釈することは妥当ではないと解される。なお貴会の解釈のようにもとられる本規定は、無限責任の場合の規定であつて、有限責任の場合の規定ではないとの見解もあるが、

■ 組合Q & A

一応これは立法論として別に論ぜられるべき問題であると思う。

例題の場合の、総会で議決された組合の欠損金補てんについては、当該組合員が、特別賦課金をもってこれに当てることを承認したものでなければこれを請求することはできないものと解する。すなわち、法はその第10条第5項において「組合員の責任は、その出資額を限度とする」と定めているので、出資額を上回る経費の分担とか、損失金の負担とか法第10条第4項との関係を検討してみると、まず、法は「出資額」を限度とするものである旨を規定しているのであるから、組合員が組合に対して負う財産上の出損義務は、その額において有限であり、組合員がその額を超えて、財産上の出損義務を負担することがないことは明らかである。また、その限度である出資額というのは組合員が出資を引き受けた額、即ち加入する際に引き受けた額のままであることもあるが、加入後に他の組合員の持分を譲り受けることもあるだろうが、要するに組合員が自らの意思で引き受けた出資の額と解するのが相当地であろうと思う。総会の議決又

は定款の変更によって出資一口の金額の増額とか、出資額を上回る経費又は損失金について任意に賦課せしめることができるが、法律上は、際限なく組合員の負担を加重させることが可能となり、組合員の責任には何ら「限度」が存在しないこととなって、法が第10条第5項に定めた、その額をもって組合員の財産上の出損義務の限度である旨の規定は無意味なものとならざるを得ない。

法第10条第5項の存在を無意味なものとして否定しない以上、同条項は総会の議決又は定款の変更によって加重することのできないもの、すなわち組合員が、組合に対して引き受けた出資の額を超えて財産上の出損をさせられることがない旨を保障する規定と解される。したがって、問題は、組合が損失金を賦課することによって、組合員に「その出資額」を超えて財産上の出損をしなければならぬ義務が生ずるかどうかの点にかかっているということになる。

もし組合員に未払込があるならば、これをもって損失の補てんに当て得るので、第10条第5項は何ら関知するところでないが、もし

それを超えて出損すべき義務が生ずるのであれば、それは同条項に抵触することとなる。してみれば組合は法第10条第5項の規定に照らし「その出資額」を上回る経費の賦課とか損失金の負担を課することができないものと解するほかないであろう。だがしかし、法第10条第5項の規定は、組合員自らの意思によっても「その出資」を上回って負担することを禁止する趣旨を有するものとは到底考えられない。よって当該組合のすべての組合員が同意した場合でもなお負担させることができないという理由はないと思われる。以上の理由により、総組合員の同意がない限り、総会の議決をもってしても、すべての組合員に「出資額を上回る損失金額」を組合員の負担すべき金額として強制することはできず、設問の場合も当該組合員がそれを拒否し脱退するという以上、総会の議決である由をもってこれを請求することはできないものと解する。

役員の使用人兼職について

Q4 Ⅱ 監事は理事又は使用人と兼ねてはならないことは明示されて

いるが組合が使用する職員は理事となることができるか否か、もし差し支えないとすれば、理事を職員として採用しても構わないと解釈されるが職員の理事兼職について明示願いたい。

職員で選任された理事が一職員として引き続き同一勤務に服することができたとすれば身分は常勤理事であるが、一職員として取扱いをするものであるか。

「A」中協法第37条第1項において禁止しているのは、次の場合、即ち、①理事と監事、②監事と使用人（職員を含む）である。監事は会計監査を通じて理事を監査する立場にあるもので、当然に両者の兼職は禁止される。

本条の結果、理事と使用人の兼職は差し支えないわけで、専ら事務に当たる理事が〇〇部長というような資格で事務担当者となることは従来もよく行われているところであり、これによって弊害の起ることもないので禁止されない。

選任された理事が、引き続き職員としての事務に勤務する場合、その職務は職員としての事務を担当することとなるが、通常の場合常勤理事である。